

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 19 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成20年11月26日（水曜日）	開会 13時30分	閉会 16時29分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	山口、荒木、渡辺、堀、酒井、堀田 議長、委員外～窪之内	事務局	中嶋事務局長
欠席委員	なし		田湯次長
説明員	別紙のとおり		議 件
議 事 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 平成20年度一般会計補正予算について		
	(2) 平成20年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算について		
	(3) 平成21年に実施される国民健康保険制度の改正について		
	(4) 出産育児一時金について		
	(滝川市国民健康保険条例の一部改正)		
	(5) 平成20年度滝川市一般会計補正予算について		
	(6) 中空知衛生施設組合規約の変更について		
	(7) まちづくり市民会議の日程について		
	(8) 滝川市環境基本計画に基づく年次報告書の作成及び公表について		
	(9) レジ袋の利用抑制に向けた消費者団体及びスーパー事業者との協定の締結について		
	(10) 滝川市くらし安全・安心条例（仮称）制定の進捗状況について		
	(11) 専決処分について		
	(12) 敬老特別乗車証について		
	(13) 滝川市社会福祉事業団への事業移管について		
	2 第4回定例会以降の調査事項について		
	別紙調査事項のとおりとすることに決定した。		
	3 その他について		
	・佐々木参事より生活保護費詐取事件に係る公判の経過報告が行われた。		
	・中嶋事務局長より市立病院改築に伴う新たな駐車場についての説明が行われた。		
	・橘課長より第4回定例会で福祉灯油について上程する旨の報告が行われた。		
	4 次回委員会の日程について		

平成20年11月25日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成20年11月19日付け滝議第133号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	西 村 孝
市民生活部くらし支援課長	深 瀬 文 彦
市民生活部くらし支援課主幹	樋 郡 真 澄
市民生活部くらし支援課主査	橋 本 英 昭
市民生活部市民課長	榎 木 康 人
市民生活部市民課主幹	寺 崎 りえ子
市民生活部市民課副主幹	堀 勝 一
市民生活部市民課副主幹	中 川 祐 介
市民生活部市民課主査	越 前 智香子
保健福祉部長	狩 野 道 彦
保健福祉部参事	佐々木 邦 義
保健福祉部福祉課長	橋 弘 恭
保健福祉部福祉課副主幹	谷 本 敏 史
保健福祉部子育て応援課長	佐々木 哲
保健福祉部子育て応援課副主幹	小野寺 宣 子
保健福祉部子育て応援課主査	杉 山 敏 彦
保健福祉部介護福祉課長	山 崎 猛
保健福祉部介護福祉課副主幹	高 田 和 昌
保健福祉部介護福祉課主査	深 村 栄 司
保健福祉部介護福祉課主任主事	小 谷 友 宏

(総務部総務課総務グループ)

第19回 厚生常任委員会

H20. 11. 26(水) 13:30
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《市民生活部》

- | | |
|---|-------------|
| (1) 平成20年度一般会計補正予算について | (資料) 市 民 課 |
| (2) 平成20年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算について | (資料) // |
| (3) 平成21年に実施される国民健康保険制度の改正について | (資料) // |
| (4) 出産育児一時金について
(滝川市国民健康保険条例の一部改正予定) | (資料) // |
| (5) 平成20年度滝川市一般会計補正予算について | (資料) 暮らし支援課 |
| (6) 中空知衛生施設組合規約の変更について | (資料) // |
| (7) まちづくり市民会議の日程について | (資料) // |
| (8) 滝川市環境基本計画に基づく年次報告書の作成及び公表について | (資料) // |
| (9) レジ袋の利用抑制に向けた消費者団体及びスーパー事業者との協定の締結について | (資料) // |
| (10) 滝川市暮らし安全・安心条例（仮称）制定の進捗状況について | (資料) // |

《保健福祉部》

- | | |
|---------------------------|------------|
| (11) 専決処分について | (資料) 介護福祉課 |
| (12) 敬老特別乗車証について | (資料) // |
| (13) 滝川市社会福祉事業団への事業移管について | (資料) // |

2. 第4回定例会以降の調査事項について～別紙

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

○閉 会

第 19 回 厚生常任委員会

H20. 11. 26(水) 13 時 30 分

第一委員会室

開 会 13:30

委員動静報告

委 員 長

全員出席。議長が出席予定だが若干おくれる。委員外～窪之内。北海道新聞、プレス空知、読売新聞、毎日新聞の傍聴を許可する。

委 員 長

1 所管からの報告事項について

(1)について説明願う。

(1)平成 20 年度一般会計補正予算について

寺崎主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(1)については報告済みとする。(2)から(4)について説明願う。

(2)平成 20 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算について

(3)平成 21 年に実施される国民健康保険制度の改正について

(4)出産育児一時金について(滝川市国民健康保険条例の一部改正)

榎木課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わった。(2)については議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

酒 井

① (2)について伺う。交付基準が決定していないことで財源を繰入金に求めるとのことだが、中身を見る限り市の手続きもかなり大変になることが予想されるが、こうしたシステム改修などで交付金対象となるのは全体なのか、どのくらいの割合なのかについて伺う。

② システム改修については 378 万円と非常に高額である。一部システム導入と言ってもいいくらいで恐らく S E などの人件費が主なものになるかと思うが、こういった形でシステム改修を行うのか伺う。

堀副主幹

① 国はこのシステム改修に係る補正予算を決定しており、12 億 2,000 万円となっている。これに合わせて 9 月下旬に各市町村に今回の医療制度改正に伴ってどれくらいの改修費用が想定されるか調査を実施している。まだ調査の結果は来っていないが、補正の状況から考えると 12 億 2,000 万円を単純に保険者数で割りかえすと 100 万円弱、60 万円相当となる。

② システム改修については、滝川市はパッケージというものを使っており、ほかの自治体も同じようなソフトを使っている。今回の金額はパッケージ総体を直すのに必要な経費で、それをこのパッケージを使用している市町村で割りかえたものがこの金額である。

委 員 長

他に質疑はあるか。

渡 辺

(3)について伺う。こういう情報を流すと私より少し年上の方々から質問が来て、その方の年収を聞くこともできないことで答えられないことが出てくる。広報の何月号で周知をし、担当は国民健康保険の係でよいのか伺う。

堀副主幹

担当はそれぞれ加入している医療保険が窓口になる。国民健康保険に加入されている方については市役所の国民健康保険の窓口になり、社会保険に加入されている方はそれぞれ社会保険を取り扱っているところになる。周知については、広報の 1 月号もしくは 2 月号の掲載ということで周知したいと考えている。

委 員 長

他に質疑はあるか。

堀

(4)について伺う。産科医療補償制度に加入しているのは 9.5 割ということだ

	が、残りの0.5割の病院施設について、行政として加入するよう指導するのか伺う。
堀副主幹	北海道としては非常に高い加入率と聞いている。今回このように補償制度に加入しているところと加入していないところで差をつけており、そのような形で10割加入を目指して国のほうで指導していくことになっている。
委員 長	他に質疑はあるか。(なし)(2)から(4)については報告済みとする。(5)から(7)について説明願う。 (5)平成20年度滝川市一般会計補正予算について (6)中空知衛生施設組合規約の変更について (7)まちづくり市民会議の日程について
深瀬課長	(別紙資料に基づき説明する。)
委員 長	説明が終わった。(5)と(6)は議案関連なので留意願う。質疑はあるか。
副委員長	(7)について質疑というより意見になるが、昨年まちづくり懇談会に私が出て感じたことは、説明が長過ぎるということである。そのために質疑の時間がほとんど取れないような状況だった。こういう系統の次第、進め方が難しいのは理解するが、昨年は生活保護の詐欺事件の渦中にあっただけで参加者のフラストレーションがたまった状態で終わってしまった。それは開催側としても本意ではないと思うので、その辺に気をつけていただきたい。
委員 長	他に質疑はあるか。(なし)(5)から(7)については報告済みとする。(8)について説明願う。 (8)滝川市環境基本計画に基づく年次報告書の作成及び公表について
橋本主査	(別紙資料に基づき説明する。)
委員 長	説明が終わった。質疑はあるか。
酒 井	今回の報告書もよくつくられていると思う。この中で目標に達していないものもあると思うが、これからの取り組みの中で改善されていくと思う。こうした年次報告は環境市民会議などでもされると思うが、事務の取り組みについてこれをどう生かしていくのか伺う。
橋本主査	年次報告書の一つの目的は、市が今こういう状況でこうした取り組みをしているという公表であるが、これに合わせて滝川市環境市民委員会の委員さんには、この年次報告書の情報をもとにこういったところをもっとやるべきとか、ここが足りないので何らかの取り組みを要するなど評価及び提言をいただいているので、それを参考に市として改善に努めていきたい。
酒 井	こうした環境については滝川はかなり先進であると思っているが、市民にはふろしきルネッサンスなど一つ一つの事業はわかっても、全体として滝川がどのような形でやっているのかは見えてこない部分もある。全体的にこのような取り組みをやっているということをもっとアピールしていただきたい。
委員 長	他に質疑はあるか。(なし)(8)については報告済みとする。(9)について説明願う。 (9)レジ袋の利用抑制に向けた消費者団体及びスーパー事業者との協定の締結について
橋本主査	(別紙資料に基づき説明する。)
委員 長	説明が終わった。質疑はあるか。(なし)(9)については報告済みとする。(10)について説明願う。 (10)滝川市くらし安全・安心条例（仮称）制定の進捗状況について

樋郡主幹
委員 長
酒 井

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。

① こうした条例は全国的に制定されているが、理念について伺う。条例の3つの柱として、市の責務、市民の責務、事業者等の責務と書かれているが、地域が外れている。この中に地域を入れると実施が難しくなることも含めて外されたのではないかとと思うが説明願う。

② 極めて当たり前のようなことが書かれているが、こうしたことが制定されることで市民、企業としてしなければならないことがふえると思う。例えば安全・安心条例に含まれているのでしなければならないということでふえるものにどういったものがあるのか伺う。私はこの条例に余り必要性を感じず、むしろ危惧を感じるので伺う。

樋郡主幹

① あえてこの中では表記していないが、市民の責務の中で地域も含めて理解いただければと思う。

② 決してこの条例でたくさんやることを賦課しようというつもりはない。ただ、今いろんな活動団体によって自主的に防犯パトロールや子供の見守り、青色回転灯などさまざまな活動が行われているが、連携した仕組みの中で動いているわけではないので、こうした条例を制定することで個々に活動しているものを連携のもとで市民一丸となって取り組めるような目標となる条例になればと思っている。

酒 井

趣旨は理解したが、こうした条例がなければできないものではない。条例ができることで連携が強まることは理解するが、一方で地域の中で市民のプライバシーが脅かされることがないのか、やることがふえないか、心配ごとがふえないかが危惧されるのでどうしても条例を出さなければならないとは理解できない。こうした活動は警察が中心に行っていて、中身として市民などを中心に行うような形においてきていることも理解するが、こうした条例の趣旨という点では弱いと思う。そうしたデメリットのものが全くないということをここで言っていただきたいかがいかか。

樋郡主幹

全道35市中28市で平成20年6月現在までに条例ができおり、残る7市についても来年度から実施とか、ただ今検討中ということでそれぞれの町で準備されていると聞いている。この条例ができることでのデメリットはないと考えている。

酒 井

意見として述べさせていただくが、町内会などでも地域力がだんだんなくなってきて難しくなっている中で、こうした条例ができている背景がある。こうしたものをつくることで、ある一面では戦時中の隣組を想定させるようなものも考えられているということで危惧する意見もあると聞いている。書かれている内容については、必ずしも条例にしてやらなければならないものではないと思っている。

委員 長
渡 辺

他に質疑はあるか。

防犯とか交通安全とか市民生活部としてはいいが、町内会等で進めている防災ということでは、安全・安心の地域づくりだから市民は地震対策や水害対策などの防災もあると思ってこの条例を見るが、市役所は縦割りだからないということになる。係が違うから防災は向こうだと、一方で防災担当は町内会に自主防災などと呼びかけていることで町内会長さんなどはあっちもこっちもとなる。今は意見を徴しているところなので防災をどうするかくらいはしっかり係と係

で詰めてもらいたいが、防災との関係はやはり縦割りとなるのか伺う。

樋郡主幹 委員会でも防災の話は議論された。縦割りと言われればそうかもしれないが、防災については、滝川市の防災計画があるのでそれにのっとって進めていただくことで策定市民会議の中ではこの3つにしようということで縛らせていただいた。

委 員 長 他に質疑はあるか。

副委員長 この条例を制定すると、市の責務や事業者等の責務が明記されていることで、例えば事業者等が責務を果たさなかったときの条例違反等の処罰の規定を設けるのか伺う。

樋郡主幹 設けない。

副委員長 例え話ですとわかりやすい。交通事故の防止等も当然この中に含まれるが、冬場、個人の家は業者と家の前の除雪契約をして、その除雪した雪が道路にはみ出して交差できないといったケースがかなりある。そういったときに今の市の対応は、交差できなくて困っている方が市の土木課に言う。土木課は業者に指導するがほとんど改善されない。そういうことをこれに当てはめた場合、ペナルティーがないとすれば条例制定の意味がないと思う。その辺については市民会議の中でも出ていないし、今後とも考えないということで理解してよいか。

樋郡主幹 それについては出ていなかった。ただ、改善されないということではなく、改善する方向でやっていかなければならないと考えている。

委 員 長 他に質疑はあるか。(なし) 委員外議員から何かあるか。

窪之内委員外議員 条例なのですごく重いものである。滝川市安全・安心・地域づくり条例なので防災なしに考えられない。防災は防災計画にのっとってと言うが、滝川市の安全・安心・地域づくり条例として出す以上は、滝川市の安全・安心・地域づくりとは総合的に見て何なのかを網羅していないような条例では意味がない。江部乙の場合は、防犯だけでなく防災を含めた組織もあって安全な地域での生活を送るためにいろんな地域、町内会ぐるみの個人の情報をどうするかも含めて防災をどうするかという観点で取り組んでおり、それを抜きに安全は考えられない。その防災も消費者被害とか交通安全とかに絞ってしまった中での滝川市の安全・安心・地域づくり条例ということになってしまうと考え直すべきではないかと思う。宣言を出すだけとは違い、条例というのはその下に要綱があったり、本来であれば条例違反のための罰則規定を設けるなどかなり重いものである。そういう点で全道的に条例がどういうふうに制定されているかわからないが、うたうのであれば防災を含めて本当の安全・安心は何かということに立ち返る必要があると思うが、部長はどう考えるか。

西村部長 この安全・安心・地域づくり条例は、常日ごろだれもができるような形での地域安全について、今ばらばらに活動しているものの連携を取りたいという意味合いで作成したいとするものである。防災の関係が縦割りということだが、防災となると全市を挙げての対応が防災計画で盛られているので、それをこちらの条例に1つにするとすると規模が違うのではないかということで、市民委員会の委員さんからも言われたときに、滝川市では既に防災計画があり水害や地震、その他の災害に対してどういう組織をする、例えば対策本部を立ち上げてどういう行動をする、レベルによってどういう指導をするという計画があることで理解をいただき、防災の関係については別の決めるのでこちらの決めるについては各委員からの意見をいただきたいということで取りまとめたのが実

情である。今、北海道安全・安心どさんこ運動を進めている。28 市が既に条例を制定しているということで、北海道でも各市で条例を制定してほしいという動きがあり、市長は後発先進地域になるような格好の条例にしたいということで市民委員会を立ち上げるときの挨拶をし、各市民委員さんに議論願ってこのような条文立てになったということである。

窪之内委員外議員

防災と言えば全市を挙げての対応、それでは条例は全市に適用しないのかと言えはそんなことはない。条例は市が制定するものなので市民にとって重たいものである。題目として挙げている安全・安心・地域づくりと言う以上、防災を抜きに安全・安心ということにはならないと思う。先ほど言った市民が行っているいろんな行動を統一的なものにしたいのであれば、条例をつくらなくても何か組織をつくれればいいと思う。表題も本当にこれでいいのかということも含めて検討すべきと思う。

委 員 長

他に質疑はあるか。(なし) (10) については報告済みとする。所管入れかえのため 45 分まで休憩する。

休 憩 14 : 35

再 開 14 : 44

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。(11) について説明願う。

(11) 専決処分について

山崎課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (11) については報告済みとする。(12) について説明願う。

(12) 敬老特別乗車証について

深村主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

酒 井

- ① 敬老特別乗車証を改正するのは具体的にいつなのか伺う。
- ② 意見の集約の場をこれからどのように考えているのか伺う。
- ③ 新タッグ計画の特別委員会における説明事項の中で黒三角で示されている事項だが、ここには項目と敬老特別乗車証の自然増(回数券方式による減を含む改善額)としてはマイナス 211 万 2,000 円ということで、市の持ち出しが 211 万 2,000 円ふえることが示されている。自然増がどれだけで、回数券方式による減がどれだけで、その影響を受ける人数がどれだけなのか伺う。現在の利用実態は調査したのがかなり前と思うが、中央バスにも協力いただいて調査した結果等もあると思うので数字を資料として出していただきたい。
- ④ 敬老特別乗車証の考えについての意見がどうだったのか伺う。財政難だからということで理解されたと書かれているが、私はそうは思わない。市としてこれまでもしてきたように、こういう形でやることになったので納得してくださいという形でやっていると思うので、理念的なものとしての考え方を伺う。また、改正に対する考えについて、この逆転現象、遠方居住者の今までの疑念は解消されたと考えているのか伺う。
- ⑤ 敬老特別乗車証を使えない地域の方々に対するものとしてタクシーの助成なども含めた形で考えられないかという意見があったが、どのように考えているのか伺う。

委 員 長

今資料要求とのことだったが、答弁すれば資料は要らないのか。(はい) 答弁願う。

山崎課長

今回こういう検討の視点として報告させていただいた大きな趣旨としては、先日の市民会議でいただいた意見とこちらで示した内容を報告したいということである。金額を含めて中身の具体的な提案については、改めてさせていただきたい。今回は数字的なものを用意していない部分もあるので理解願う。

① これから審議いただくタイミングなどもあるかと思うが、今度の厚生常任委員会を経て市民説明に入ってから実際の運用開始となる。今からいつにはやるということではない。今月にまた委員会があれば、そこで具体的な提案をしたいが、ずれ込めば4月以降になることもあると思う。

② 今、具体的に対象者と対象外の方について、一部アンケートを検討しており、ほかの高齢者の方が集まる機会などにも意見を収集しようと準備を進めている。

③④⑤ 市民会議では、こちらからの説明の中で使えない地域との話もあったが、現在企画課主導で行っている地域交通のあり方の部分の調査そのものがこれに反映するわけではないが、そちらでのバスの実際の状況やどうあるべきかを踏まえたいということで説明させていただいた。会議の中では、踏まえるのは結構だが、どうしても一部の方の利用ということであれば、今すぐでなくても将来的な廃止も視野に入れたほうがよいのではという意見もいただいた。我々の基本的な考え方としては、交通弱者という中で一部の方にとっては非常に貴重な制度なので、今のところはぜひ継続したいと考えている。①、②について完全に解決したのかということについては、完全に解決したとは思っていないが、精一杯配慮したと思っている。数字的なものについては、本日は容赦いただきたい。

酒 井

4月ということも言われたが、利用者からすればこうした制度が変更されることによるデメリットなども大きい。一方で利用されていない方にとっては、どういう形になるのかも含めて必要なものである。この制度については、急がずに時間をかけて審議すべき問題と考えており、新タッグの特別委員会を含めてじっくりと市民の意見を聞いて考えるべき問題であると意見を申し上げる。資料については、委員の皆さんの許可がいただければできるだけ早いうちに机上配付などで対応していただきたい。

委員 長
渡 辺

他に質疑はあるか。

① ワンコインのときに懸念されるということでこのことが出ていたはずである。100 円を入れたらどうやって利用実績の統計が取られるのかといったことが議論されたと思うが、それが今ごろ出てきて当たり前と思う。現状としてワンコインでバス会社に補助金として出している関係について、どのようになっているのか伺う。

② 利用者に改正のことばかり言っても改正したときに現行はこうなっているという反省とかその部分の説明がないので、周知としては全くばらばらになってしまう。現状はこうだがこう改正したいということでどういう説明になるのか伺う。

深村主査

① 確かに実態として全路線、全便について、Aさんがどこからどこまで乗ったのかを把握するのは極めて困難であるため、現在の敬老パスの事業費の積算については、75 歳以上の高齢者の伸び率に連動した形とせざるを得ない。その回数についても、平成 14 年にバス会社が行った調査時点での回数をワンコイン導入時に7掛けし、100 円を負担することによる利用者減もあるだろうという

	ことで7掛けしたものから高齢者の伸び率を順次掛けていっている形で現在まで推移してきている。このような中で昨年4月に中央バスが基準賃率ということでキロ区間の料金を11.3%値上げして、市内線においては160円から180円に改正となった。バス会社からも再三言われているのが、実態としてどれだけバス会社が多く負担しているのか、あるいは負担が少ないのかということも含めて利用実態を明らかにしたいということで、これは我々も同感であり、回数券方式により事前に購入するわけなので、その購入した券が投函箱に投函されることにより利用実態の把握がより100%に近い形になると考えている。
山崎課長	② 利用者に対する説明については、改正内容が確定した段階で現状がこうで、それがどのように変わるということを具体的に使用事例を含めて説明したいと思っている。十分説明が行き渡るように配慮したい。
委員長 堀	他に質疑はあるか。
深村主査	利用者について、今後高齢者社会が推移していくがふえていく見込みで考えているのか、それとも人口減に伴って減っていくと考えているのか伺う。
堀	人口減というのは総体で見れば確かにそういう形で推移すると思っているが、高齢者人口というのは今後さらに伸びていくということで、現行の事業費積算によれば、このまま右肩上がりにならざるを得ないということである。
	そうなると、今のところはこの事業を継続していくというニュアンスで聞き取れたが、将来的にこの事業が必要と認識すべきと思う。そういう観点から将来的に本当に継続していくにはどうしたらよいのかという検討が必要と思うがいかがか。
深村主査	この事業については、現在は敬老パスということでバスにワンコインで乗れるということで事業を継続してきたが、利用したくても利用できない環境下にある方もおられることを踏まえ、タクシーなどの助成などについても検討してきた経過はある。ただ、交通体系について企画のほうで調査事業を行っていることもあり、ここで拙速に敬老パスにかわるタクシー助成などを検討することでのバス会社への影響等も考慮しなければならない。私どもはあくまでも75歳以上の関係だが、バス路線となると多くの市民に影響を及ぼすことなので、当面は事業継続をでき得るべく事業改正ということで考えているが、今後は並行してそういった点についても考えていかななくてはならないと思っている。
委員長 窪之内委員外議員	他に質疑はあるか。(なし) 委員外議員からあるか。
	利用できない人の関係について、今企画のほうで地域交通のあり方を検討していることもあり、その結果次第では公平性という観点から利用できない人にも何らかの対応を取らなければならないという立場に立っていると認識してよいか。
狩野部長	前段の中央バスと我々の敬老特別乗車証の事業が実態と今どうあるのかということが両者の考えの中で適正なものかどうかを判断したときに、敬老回数券という両者の意見の合意の中でできるだけ遠方者の運賃にも配慮しながらやっている。その中でどういう実態にあるのかを踏まえてこの敬老特別乗車事業の今後について考えていかなければならないと思っている。公共交通のあり方を検討している中で、どのような調査報告が出されるか注目はしているが、それがすべて行政の力でやれるのかは結果報告を踏まえていろいろ民間の力を借りながら、協力し合いながらいい道が考えられれば、それに基づいて行政も前向きに考えていくということは当然出てくる一つの選択肢と思っている。

- 窪之内委員外議員 中央バスが地域の足として成り立っていくこと的前提を含め、地域交通がどうあるべきかというときにいろんな対応があると思う。その中でバスを利用できない地域にも保健福祉部として何らかの対応をしていくという立場、視点を外さないようにしていただきたい。
- 委員長 先ほど酒井委員から出された数値的実績の資料要求についてお諮りするが、委員会として要求することでよいのか。(よし)用意ができ次第、机上配付ということでよろしく願います。(12)については報告済みとする。(13)について説明願う。
- (13) 滝川市社会福祉事業団への事業移管について
- 山崎課長 (別紙資料に基づき説明する。)
- 谷本副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)
- 小谷主任主事 (別紙資料に基づき説明する。)
- 杉山主査 (別紙資料に基づき説明する。)
- 委員長 質疑を受ける前に1点報告する。前回酒井委員より事業団理事長の当委員会への招致要求があったが、正副委員長で話し合いをして事業団からの資料提出があった段階で検討することとしたい。(13)について質疑はあるか。
- 渡 辺 ① 介護福祉等が出た段階で福祉事業は民間に移譲するということで、優位性とか妥当性については滝川市としての事情はよくわかるが、都会では業者にたたかれるのではないかと思うような提案である。参入してきたコムスンなどがつぶれた現実はあるが、当初は本当の民間ということをやっていたのが、社会福祉事業団の優位性や妥当性といったことばかりを叫ぶのはいかがなものか。本当に参入したいという良心的な業者があるとすれば、参入の規制と取られる恐れはないのか。本来の趣旨に合致するのか伺う。
- ② シミュレーションで起債償還があったが、これから施設を建てなければならなくなったとき、社会福祉事業団のものということで滝川市としてそのままにしておくことができるのか。
- ③ どこでも経理のチェックが必要と思うが、事業団から滝川市を介して国保連合会に請求を行っていたものが直接になることで不正請求、不正支払いのチェックが甘くなって後で見て驚くようなことにはならないか。滝川市としては反省すべきことがたくさんあると思うので伺う。
- 山崎課長 ① 民営化そのものの手法はさまざまある。株式会社でもできる形態のものには広く門戸を開いているというものもある。ただ滝川市の場合、介護保険施設等については株式会社のほうで自主運営できる法体系になっていない。今回譲渡する種類の中にはできるものもあるが、以前市長から話があったように、滝川市としては採算のいい悪い、あるいは運営しやすいしにくいに関係なく一括譲渡することで確実なサービスを市民に提供したいという中での社会福祉法人ということが基本にあった。また、事業団というものの性質について、市が46通知を受けて市として設立した経過があり、現在職員350名を数え、その人たちが適切にサービスを提供してくれている中では、財政というよりサービスの中身、確実性からも事業団がもっとも確実ではないかということで、全国的にも伊丹、兵庫、北海道、沖縄も事業団が運営していたところについては事業団にということで、そういう考え方で譲渡を進めていることもそうした裏づけではなかろうかと思う。
- ② いつの段階で本当の意味でぼろぼろになるのか判断が難しい部分だが、シ

ミュレーションの中でも例えば養護については早い段階でということで、設計料も含めてある程度積算に含めている。そういったものについては、まだ上がってきていないが、事業団の計画にも加味してもらわないと困るということで話しており、計画が上がってきたものについて市としても検証し、内容について提示させていただきたい。当然、建てかえ、改修部分についても説明できると思っている。

橘 課 長

③ 例えば障がい者施設だと国保連合会という各保険者の支払い代行機関があるが、これは市であっても民間であっても非常に厳しい機関である。例えば請求についてもパソコンの電送による請求をしており、市でも民間でも同じである。また、北海道からの監査もあり、市も当然監査をすることでそういう不正が起きることはあり得ないと判断している。

狩野部長

①③ 事業団自体の組織も一般社会福祉法人になり、外部監査もやっていると聞いており、課長が申し上げたそれぞれのチェック機関の厳しいところの安全の確保について十分担保できると考えている。また、なぜ事業団かということでは、障がい者施設の中でもアイガモ肉の販売やクリーニングといった授産の部分、こういう滝川ならではのものをさらに伸ばしていくノウハウを長年の中で培ってきているという側面からも、これを発展していただけるという部分でも確かな譲渡先と考えている。

渡 辺

結果的には民間に移譲するのだから、退所者が多いとかで社会福祉事業がやっていけないという厳しい経営状態になったときはどうするのか。

狩野部長

いろんな社会福祉事業団のノウハウ、長年培われてきた実績等も説明したところであり、これからの事業団の自主的な取り組みについても日本全国にPRしていく可能性がある中で、やっていけなくなるという想定はしていないので理解願う。

橘 課 長

先ほど経理のチェック体制で北海道の監査、市の監査ということを行ったが、市の監査はない。指導していきたいということであるので理解願う。

委 員 長

他に質疑はあるか。

酒 井

① 事業団の考え方について、資料提供があった時点で検討したいとのことだった。前回の委員会では次回は事業団の見通しが出るよう要請しているとのことだったが、一体いつ出るのか。事業団としてこうしたシミュレーションをそのままのめる見通しだからこそこに提出されたと思うが、一体いつ出るのか。理事会で承認された後に出ると思うが、どのようにつかんでいるのか伺う。

② 譲渡後は協定書が一番重要になると思うが、シミュレーションを見ると実に詳細に書かれている。平成21年度は養護基本設計、平成41年度は一の坂保育所修繕とまで書かれている。恐らくこれは市の考えで出されているものと思うが、これがしっかり担保されるような20年、25年縛りの協定書ができるものなのか。そのころの経済状況、法体系などが変わってくる可能性もある中で、こうしたものがしっかり担保できるといったものになるのかどうか、協定書についてどこまで縛れるものなのか伺う。また、協定書の素案というものが前回の資料の事業移管条件の中で出されているが、いつ出されるのか。これを見ないと委員として是非を判断する以前の問題である。今回初めて数字の部分が出てきたが、これは恐らく市側のみのシミュレーションで事業団が納得した上でのシミュレーションとは違ってくると思うので伺う。

③ 市の関与について伺う。道の監査があるから大丈夫と言われたが、少なく

でも一般社会福祉法人になったことで大幅に議会が情報を得られなくなっている。入所時の条件について聞いても、緊急度に応じてやっているというところしか答えることができず、具体的なことについては事業団の考えでとなってしまう。これがいつまで続くかわからない。例えば事業団の経営状況について、渡辺委員の質疑に対して想定していないとのことだったが、想定していないのは当たり前で、そのために詳細なシミュレーション、協定書が必要になる。そうしたものがない中で一体何を話し合うのか。本当に市の関与がなくなってしまうのか、それでいいのかも含めてどのように考えているのか伺う。

④ 前回の資料に事業移管条件について書かれている。サービスの安定供給から始まって、事業団の自立、安定経営、包括運営、運営方針の整合性で協定書という形で出されているが、現在どの程度まで進んでいると考えているのか伺う。

⑤ 前回の資料のスケジュールでは4月スタートということで、これからの直近の部分では、各施設共通事項として、利用者及び保護者説明、周知方法・内容等、例として広報紙、個別通知、利用者説明会が12月中旬から始まることになっているが、私は今の段階ではとてもできないと思う。財産処分の申請書類も1月上旬からとなっており、事業団に関するしっかりと話し合いはまだ始まっていないと思うし、資料提供も2回目である。あくまでも社会福祉事業団の考えが示されない以上、こうしたスケジュールについても見切り発車的にやることにはならないと思うので、どういうふうに考えているのか伺う。

⑥ 主として46通知をもとに設立したことで、その当時の設立の考えが生かされることを願って今回の事業団への無償譲渡への考え方になると思うが、全国では改正後も指定管理を続ける形でやっているところもあると聞いている。そうした動きをどのように考えているのか。先ほど伊丹や兵庫でやっているとのことだが、非常に例が少ない。そうした部分についての情報集約などをどのように考えているのか。あくまでも今のままに進むことしか考えていないのか伺う。

深村主査

①② 前回資料要求して今回提出されず、市のほうの収支のシミュレーションしか出てこなかったということだが、私どもとしても大きな観点、養護、特養の建てかえについては、双方が一致した中でシミュレーションを組まないことには法人の運営にも大きく影響を及ぼし、きょうの資料においても中心部分になると考えていることから、23年度の養護の建てかえ、それに伴う基本設計等、28年と37年の特養の建てかえについて、年次あるいは事業費については事業団サイドにも同様のものとして基本的な経常収支シミュレーションをつくってほしいと投げかけている。あわせて経営シミュレーションが提出される段階になれば経営プランというもの、こういうプランで行くという意思表示もされると考えている。養護、特養の建てかえの担保となると、社会福祉法人そのものが公共性、非営利性、事業継続という3点を法人としての大きな役割と認識しており、養護は昭和50年に50床で建った一番古い建物なので、老朽化も進んでいることから事業団サイドとしても建てかえは必須であり、特養の建てかえについてもそう遠くない時期に迎えるという認識で一致していると考えているので、それを20年、25年といった協定書で縛れるかとなると勉強させていただきたいが、事業団もそういった観点でいることだけは承知願う。

⑥ そもそも社会福祉事業団を設立した際には、50名の養護、さらには特養、

軽費も合わせると 200 名の入所者が見込まれる中で、直営で職員をローテーションさせるのではなく、効率的に行うために事業団をということで設立に至ったと私どもは認識している。そういった中で昨年 7 月に一般法人化、言ってみれば民間の社会福祉法人と同等な立場になったと思うが、今までの指定管理を継続して事業実施をしていくとなると、そこで雇用されている職員の意識づけというものも高まらないという部分もあり、これまでの 30 年の実績、ノウハウもあるので、施設を自主運営していくことが滝川市の社会福祉事業を継続していただけるものと判断しているところである。

山崎課長

①② 先週末も事業団に行って話をしてきており、向こうでも取り急ぎやることでの返事をもらっているのですが、ずるずるといことは絶対ないと思っている。協定書でどこまで縛れるのかという部分はあるが、協定書は向こうの理事会の承認を得て契約というお互いに示すものになるので、それが破られることになると事業団としての信用にもかかわるという中で大きな位置づけになると思う。ただ 20 年後の建てかえ云々というところまで訴えるのかとなると難しい部分もあると思うので、その辺のうたい方については、具体的に示すときにこういううたい方で条件として整えたいということで委員会にも示したい。

③ 基本的には建物については補助金返還、債務償還の強制繰上償還を伴う中では、全国的にも建物無償という流れで主として土地を有償というふうにも考えている。建物の無償譲渡ということも社会福祉法人に対する助成と判断できるという法体系の中で確認しており、条例の中でも市の援助にかかわる財産は目的外に使用してはならないとか、市としてある程度の報告を求めることができるとなっているので、具体的な求め方については詰めていないが、そういったものについても極力具体化したい。

⑥ 指定管理を続けているところについての全国的な資料は持ち合わせていないが、46 通知の中でも理事長は首長がやらなくてはならない、職員の待遇は公務員と同等レベル以上にしなさいなどいろんな制約がある。民間がどんどん運営分野に入ってきている中では 46 通知で設立した事業団体質では対抗できないという性格があり、そういった中で大きいところから県などが中心に事業団を 46 通知ではない事業団に、技術的助言が平成 14 年に出たのを契機に変わってきている。今何%かは答えられないが、今後の流れの中では、46 通知のままの事業団が指定管理を受け続けるというのは背景としても難しいと思う。

⑤ スケジュールについては、あくまでも目標として近々事業団から出てきた段階で委員会にも示しつつ、市民、利用者にはその段階段階ですぐにかかっていきたいと思っているので、事業団の考えが出てきていない今の段階でいつと明言できないことは容赦いただきたい。ただし、そんなに遠くない時期にと思っているし、積極的に周知を図りたいと思っている。

酒 井

① 前回の委員会で社会福祉事業団からの考えがあると思っていたが、やはり出てこないことで出せない理由があるのかどうかかわからないが、これから担っていただくわけで、市側がこういうふう考えていることをやらしてもらわなければ困る。今はよくても 20 年後は縛りが効かないということで、社会情勢の変動はあるかもしれないが、やらしてもらわないと困る。例えば、協定書がいつになるかわからないということでは話ができない。つくってくれるように要請はしているがまだ来ていない、そんなに遅くない時期にということで一体いつになるのか。前回の委員会で理事長の招致を求めたのは事業団としての考え方を

率直に聞いたかったからである。委員長が資料が出されてからと言われたのは理解するが、熱いハートのようなものが見えてこないビジョンがないときにこちらからそのままやっていってもうまくいくかは疑問である。スケジュールについてもしっかりと時間をかけ、急ぐべきではないと思っている。前回出されたスケジュールのうちでいつまでにやらなければならないといったものがあるのか伺う。答弁がなかったが、説明会が11月中旬から下旬にかけて始まる形で書かれているが、今のままではここにいる委員にはわからない。数字だけ出てきて何十年後にはメリットが出ると言われても、縛ることができないというのにわからない。そういったことも含めて伺う。

② 一般法人化について職員の意識づけが高まらないと言われたが、モチベーションは確実に下がっている。下がっているからこそ離職者が多く出ている。それまでの公務員並みの給料から民間並みに移行しようとしているわけで、その中で正規職員を中心としてかわっている方が非常に多いと聞いている。以前委員会で聞いたときはそれほど多くないと言われたが、実際にはいろんな形でやられていると思う。給与面での低下も含めて今後もそれを続けていくのか。指定管理を続けているところは難しいのではないかとということだったが、実際には多くのところで続けていると思っている。実際に事業団に関して指定管理を続けることが全くだめなことなのか再確認したい。

狩野部長

①② 先週の厚生常任委員会終了後、事業団に行ってその辺の話を伝え要請してきたところである。申しわけないが今回の委員会には間に合わなかったが、我々もこの施設譲渡については21年度にできればと思っているので、事業団の理事長以下の話も聞いているが、実際に非常に前向きで譲渡を受けてやっていきたいという強い意思も聞いている。委員会については、申しわけないが資料が出た段階でまた開かせていただき、協定素案についても事業団にきょうの委員会の内容を伝えてできるだけ早いうちに開催をお願いさせていただきたい。理念がわからない限りは議論もできない。資料が出た段階でということで理解はするが1点だけ確認したい。保護者、利用者への周知は委員会、議会で話し合われた後になると思うが、そのように理解してよいか伺う。

酒 井

狩野部長

厚生常任委員会に話をさせていただくのと余りときを離さずして対応をしたい。我々もぐずぐずして対応を延ばしているわけではないので、できるだけ早いうちにお示しし、市民、利用者の皆さんへの周知を図っていきたい。

委 員 長

他に質疑はあるか。(なし)(13)については報告済みとする。

委 員 長

2 第4回定例会以降の調査事項について

別紙のとおりでよいか。(よし)

委 員 長

3 その他

佐々木参事

介護タクシー詐欺事件の公判が過日行われたので経過説明を願う。

介護タクシー詐欺事件にかかわる公判について報告する。生活保護費詐欺事件にかかわり、介護タクシー会社役員だった板倉信博及び小向敏彦、さらに高寿福祉興産に対して、詐欺及び法人税法違反の容疑で11月14日に第1回の公判が札幌地方裁判所で開廷されたところである。罪状については、板倉信博、小向敏彦に対しては、平成18年12月から平成19年11月までの間、通院移送費を滝川市からだまし取ったということで詐欺罪、高寿福祉興産、事実上の経営者である板倉信博に対しては、法人税法違反で起訴がされている内容である。第1回公判については、片倉ひとみほか3名の証人が出廷し、市、検察及び弁

護士からの尋問を受けたところである。さらに11月21日は、滝川市の関係した職員6名が証人として出廷して検察及び弁護側の尋問を受けてきたところである。この裁判は次回公判予定が12月2日で、情状証人尋問ということで予定されているところで、最終的には1月9日が判決ということで聞いている。

委員長
酒井

この件で何か質疑はあるか。

この件については非常に重たく、詳細にやらなくてはならない問題である。新しい内容も非常に多く出ており、私自身も裁判を傍聴したが、今までの説明と異なる部分があったり、新たな事実が出てきていることもある。今回とは言わないが、次回以降の委員会でこの件に限った詳細な説明を求め、質疑する場を設けていただくことを委員長に要望する。同時に、この件については12月議会を待たずにやるべき問題である。市長自身の返還方法を含めてやらなければならないことで、厚生常任委員会にかかる前に議会にかかることにはならないと思うので要望したい。

委員長
渡辺

他に質疑はあるか。

会計検査院からの公式な通告についてはマスコミ報道でしかないが、厚生労働省からの返還命令のいきさつ、公式的な文書もそこで同時にお願いしたいがいかがか。

委員長

厚生労働省からの文書は前回配付しており、そのときに所管から説明があったはずである。ここで休憩する。

休 憩 16:16

再 開 16:18

委員長
中嶋局長

休憩前に引き続き会議を再開する。その他について事務局より説明願う。

病院の駐車場の件で、新たに4番、酒井さんの後の土地、国道38号沿いに人が通れる幅の部分があいた。現状を見るとかなりあいているのでぜひ使っていただきたい。施錠は17時半になっており、時間が過ぎると市立病院の夜間窓口で解錠してもらえるが、できるだけ17時半までに執事をしていただく形で利用していただきたい。

委員長
橘課長

ほかにあるか。

福祉課より1件報告させていただく。委員会が始まる直前まで理事者協議を行っていて資料として提出できなかったが、福祉灯油の件を報告させていただく。昨年に引き続き福祉灯油の助成を行うことに決定した。最近灯油価格が下落している状況にあり、福祉灯油の助成事業については、各自治体とも非常に慎重になっているのが実情である。滝川市においては、既に市長から議員の皆さんに実施することで報告しているが、灯油価格が下がっている中で十分議論した結果だが、昨年度は灯油需要期の12月分の小売価格を基本として18年12月の灯油需要期の価格と19年度同期の単価との差額分20円に掛ける冬期間、11月から4月までの使用するであろう1カ月間の灯油消費量を253リットルということで計算して5,000円を支給した。本年度も同じような趣旨で実施したいと考えているが、あくまでも18年度の単価を基本としており、20年度の単価については82円50銭、差額は12円50銭で、昨年と同じようにその差額に灯油需要期の1カ月分の消費量253リットルを掛けたものが3,000円くらいになる。3,000円となると昨年より低く、昨年秋以降、灯油が非常に上がったために生活の負担が大きくなっている実態、灯油は下がってきているが食材、トイレトペーパーといった生活必需品の価格が上がっていること、電気料金値上げ、そ

れとあわせて本年度北海道からの地域政策総合補助金の中身がより一層充実されたという制度改正を踏まえ、滝川市としては4,000円としたいということで4定の議会に提案申し上げたいと考えている。対象者については、昨年同様、21年1月1日現在、当市に住民登録があり、20年度市民税が非課税世帯、暖房に灯油を使用していることが条件である。以後については順次事務手続きを進めていきたいが、対象世帯については、高齢世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯と考えている。決まり次第別の時点で提案申し上げたい。先ほど述べた中で今年度については18年の11月の単価と20年同月の単価の差額が12円50銭ということだった。4,000円を支給している自治体は、管内10市のうち岩見沢市、三笠市、美瑛市、歌志内市、赤平市である。

委員長
酒井

この件について質疑はあるか。

こういう重要なことは、その他でやるようなことではない。しっかりとペーパーを出して議論しなければならない問題で、こうしたやり方は問題である。このままでいけば議会で質疑しかできない。趣旨を説明するのは正しいことと思うが、改めて議論する必要があると思う。その他で出されたが、委員会として説明を受けたとは理解できないので、委員長を含め皆さんの意見を伺いたい。

委員長
堀田

委員の皆さんから意見はあるか。

滝川市は1カ月4,000円出すことで、ほかの市も4,000円ということに来ていたということなので、これが3,000円や2,000円だったら問題になるが、一般常識から見てこの件をあえて議題にして論議する必要はないと思う。

酒井

これは専決処分等で行われる問題ではない。少なくともペーパーを出して委員会の項目として出されるべき問題で、その中で論議されるべきである。これは委員会軽視にもつながると思うがいかがか。

委員長

橘課長の報告の冒頭、きょう理事者協議があつて決定したということなので、きょうの会議に間に合わないということで提出していないと思う。ただ、先ほど決定したので急きょ報告したと考えているが、今後はそういうことがないように注意したい。議会前に委員会を開くことがあれば、文書にしていきたいと思う。

酒井

本来であれば委員会で協議しなければならない問題と思うが、そうした事情があるということで理解する。ただし、議会前の資料として当然提出されなければならない。根拠も含めて各自治体、先ほど4,000円のところは報告されたが、去年も4,000円でことしも4,000円なのか、5,000円から4,000円に下げたのかわからないので、そういうこともまとめた資料を議会前に提出するよう求める。

委員長
渡辺

資料要求の件について、ほかの委員はどうか。

マスコミも来ているのでこの報告はすぐに出ると思うが、議員に聞かれても口頭で聞いただけなのでとなってしまう。直近の委員会で資料をしっかりと出していきたい。

委員長

資料については、でき次第机上配付していただきたい。

4 次回委員会の日程について

委員長

次回委員会は、正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし)以上をもって第19回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 16:29